

講演会参加記

「生物多様性をめぐる動きと湿地の役割」を拝聴して

横須賀市環境保全課

齊藤 学

令和5年度講演会は、令和6年2月27日(火)15時から、ヴェルクよこすかにて開催されました。

平成31年(2019年)3月以来、約5年ぶりの開催でした。

出席者は30名と盛況で熱気に包まれ、会場の暖房が要らないくらいでした。



《受講者に語りかける名執講師》

演題は、「生物多様性をめぐる動きと湿地の役割 ～生物多様性条約・ラムサール条約を中心として～」でした。講師の名執芳博先生は、環境庁(現 環境省)入庁後、国立公園のレンジャーを皮切りに、生物多様性条約、ワシントン条約、ラムサール条約及び外来生物法の策定に関わって、2010年に環境省を退職後、現在は、日本鳥類保護連盟専務理事、湘南国際村協働参加型めぐりの森づくり推進会議会長等でご活躍中です。

「身近な行動が生物多様性保全に！」

まず、生物多様性をめぐる動きについてですが、生物多様性(様々な生きものの賑わいと繋がり)とは何か、生物多様性のもたらす恵み、現状における生物多様性の損失について説明があり、損失に伴う人間生活や地球環境への影響を回避するための取り組みについて、生物多様性条約を主として講義がありました。影響を回避して生物多様性を確保するための取り組みとして、消費行動における生物多様性への配慮における食品ロス削減対策としてフードバンク及びてまえどりなどが挙げられ、身近な行動が生物多様性の保全に繋がっていることに、感心しました。

「ラムサール条約と生物多様性の関係は？」

2つ目のラムサール条約についてですが、正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」であり、国際的に重要な湿地及びその領域内の湿地、並びにそこに生息・生育する動植物の保全と賢明な利用（ワイズユース）を促進することを目的とした条約であるとのことでした。賢明な利用（ワイズユース）とは、生態系及び生物多様性から人々が得る恵み（生態系サービス）を、生態系や生物多様性を損なわない範囲で活用することであり、ラムサール条約も生物多様性の保全に係わっていることを知ることができた点は、興味深かったです。

「改めて、生物多様性を再認識！」

今回、「生物多様性」という日頃よく目にする言葉について考えを巡らせる契機となったことで、非常に有用な講演であったと思っております。

また、講演会に参加された方に感想を伺うと「現場で環境保全する方と、条約や法律を制定する方では、考え方が違ってくると思うので今後もこのような話を聞く機会があれば参加したい」「生物多様性は環境だけでなく、食料、暮らし、文化にまで影響する事であり、私たちの生活の中に浸透しているのも多いと改めて認識することが出来た」などの声が有りました。

最後になりましたが、貴重な講演をいただいた名執芳博先生に御礼を申し上げます。



《熱心に聴講する参加者たち》